

## 下水道管明示シート施工要領

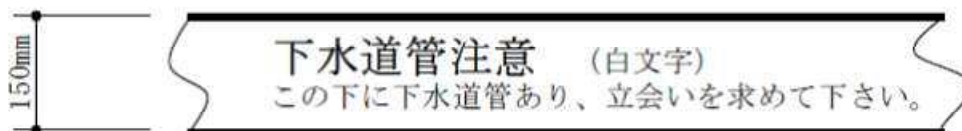
平成20年10月1日	新潟市下水道部
平成29年4月1日改正	新潟市下水道部
平成30年4月1日改正	新潟市下水道部
平成31年4月1日改正	新潟市下水道部

### 1. 目的

本要領は、下水道管の事故防止など、維持管理面の安全を図るため敷設する管明示シートの施工要領である。

### 2. 管明示シート

管明示シートは、準拠規格 JIS K 6772 ビニルレザークロス、幅150mm、2倍折込を使用する。シートの色は、地色を茶とし、文字色を白とする。



### 3. 敷設方法

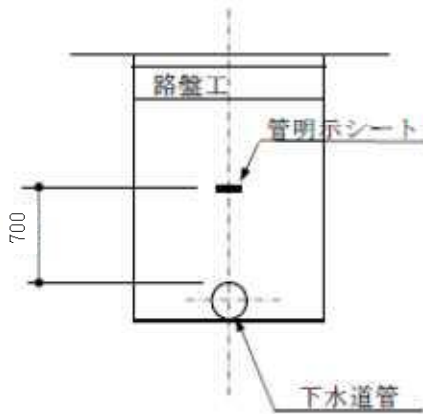
- (1) 敷設位置は、原則として管頂より70cmの位置に敷設する。  
ただし、埋設管が浅い場合については、路盤材の下に敷設すること。
- (2) 埋設枚数は、次表のとおりとする。
  - ①  $\phi 75 \sim 250$ mm以下の場合、1枚
  - ②  $\phi 300 \sim 500$ mm以下の場合、2枚並列
  - ③  $\phi 600$ mm以上の場合、3枚並列
- (3) 管明示シートは、管軸方向に全線敷設し、蛇行してはならない。
- (4) 管明示シートの接合部の重ね合わせは、50cm以上とする。
- (5) 工事の立会い等で、管明示シートが露出、または損傷した場合は、敷設時の基準に準じ復旧する。

#### 4. 適用範囲

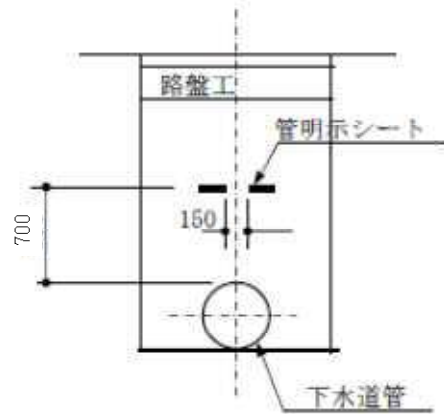
本要領は開削工法にのみ適用するものとする。

### 管明示シートの使用標準図例

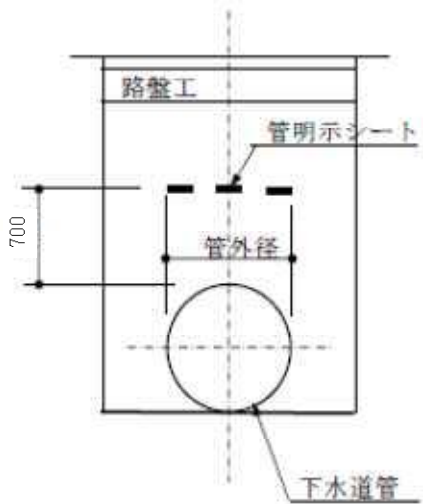
例-1  $\phi 75 \sim 250$ mm以下の場合



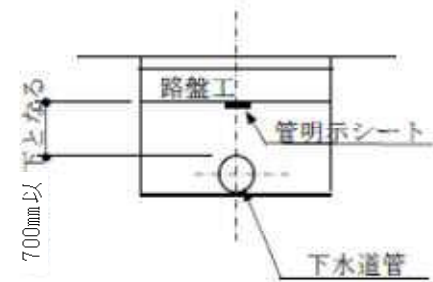
例-2  $\phi 300 \sim 500$ mm以下の場合



例-3  $\phi 600$ mm以上の場合



例-4 埋設管が浅い場合



※ 路盤内に管明示シートを入れてはならない